

良元地区まちづくり協議会

良元コミュニティ会則

平成26年5月9日（改定）

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宝塚市良元地区まちづくり協議会（以下「良元コミュニティ」。）という。

(地 域)

第2条 良元コミュニティの構成地域は、良元小学校の校区内及びその周辺において、関係する自治会が定める範囲とする。

(事 務 所)

第3条 良元コミュニティの事務所は、会長の定める所に置く。

(会 員)

第4条 良元コミュニティの会員は、当該地域内に居住する者及び地域内に事務所等の拠点を置く団体及び事務所に所属する者とする。

(幹 事)

第5条 幹事は、原則として構成区域内の自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA、行政関係団体及びその他の団体より推薦された者並びに一般公募により選出された者で構成する。

(幹事の任務)

第6条 幹事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 良元コミュニティの運営方針の決定に参画すること。
- (2) 良元コミュニティの役員を選出すること。
- (3) 良元コミュニティの運営方針に基づき、まちづくり活動を実施すること。

(役 員)

第7条 良元コミュニティに次の役員を置き、三役会・役員会・理事会を構成する。

- (1) 会長1名、副会長若干名、部長・副部長若干名、理事若干名、総務若干名、監査2名を置く。
- (2) 会長、副会長、部長、副部長、総務、理事、監査は幹事の互選とし、総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は良元コミュニティを代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務部長は良元コミュニティの円滑な運営を図るため、各種の事務を担当する事務局、活動に伴う経理の収支を記録・決算報告を行う会計、広報を統括する。
- (4) 会長、副会長は三役会を構成し相互及び各部と迅速且つ緊密な連絡をとりつつ、会務の円滑な運営を検討する。
- (5) 部長、副部長は各部を統括し、三役と共に役員会を構成して課題解決を検討する。
- (6) 事務局、会計、広報は役員会を構成して課題解決を検討する。

(7) 会計監査は良元コミュニティの会計監査の事務を担当し、役員会を構成する。

(8) 理事は役員と共に理事会を構成し、本会の目的を遂行するために運営方針の策定と審議に参画し、実施にあたっては実行委員になり分掌するものとする。

(幹事・理事・役員の任期)

第9条 幹事・理事及び役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員によって選出された幹事・理事及び役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 良元コミュニティに顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会に諮り会長が委嘱する。

3. 顧問は、会長の要請により会議に出席し意見を述べることができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第11条 高齢化社会及び生涯学習社会を迎え、良元小学校区に居住する住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動、環境美化等を促進し、新しい連帯感のある地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第12条 良元コミュニティは、その目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 地域住民の健康増進と福祉の向上、教養講座、レクリエーションの実施に関すること。

(2) 潤いのある生活環境をつくるため、花とみどりのまちづくりの実施と研修に関すること。

(3) 地域住民の交流と親睦を図るための事業

(4) その他目的達成のための事業

第3章 総会及び三役会、役員会、理事会、幹事会

(会議)

第13条 良元コミュニティの会議は、定例総会・臨時総会・三役会・役員会・理事会・幹事会とし会長が招集する。

2. 総会は会員の三分の一以上の出席により成立する。但し委任状をもって出席にかえることができる。

3. 定例総会及び臨時総会は幹事が会員から委任されたものとして、前項の規定を適用する。

4. 議決は多数決とし、可否同数のときは議長が決定する。

(総 会)

第14条 定例総会は、毎年4～5月に開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び決算の報告
- (3) 役員承認
- (4) 会則の制定及び改廃の承認
- (5) その他の良元コミュニティの運営に関する重要事項の承認

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成し、必要により会長が招集する。

2. 役員会は次の事項について協議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会議決事項の具体化の協議、決定
- (3) その他必要事項

(理事会)

第16条 理事会は総会、三役会、役員会から審議を依頼された事項を協議決定する。

(幹事会)

第17条 幹事会は総会、三役会、役員会、理事会から審議を依頼された事項を協議決定する。

第4章 会 計

(経 理)

第18条 良元コミュニティの経理は、団体会費、助成金及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第19条 良元コミュニティの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

(雑 則)

第20条 この会則に定めるもののほか、部会活動等良元コミュニティ運営に必要な規則は役員会の議を経て会長が定める。

記 録 改定前会則は、平成6年3月13日から施行された。

付則1 この会則は、平成17年5月13日から施行する。

付則2 この会則は、平成21年5月08日改定。

付則3 この会則は、平成25年5月10日改定。

付則4 この会則は、平成26年5月9日改定。